

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和3年			令和2年 2月末累計	対前年比(件)
	2月件数	先月末累計	2月末累計		
全認知件数	38	32	70	57	13
凶悪犯	0	0	0	0	0
粗暴犯	1	1	2	3	-1
窃盗犯	29	22	51	37	14
侵入盗犯	5	8	13	7	6
空き巣	2	0	2	5	-3
その他	3	8	11	2	9
乗り物盗	3	3	6	10	-4
自転車	2	1	3	10	-7
オートバイ	1	1	2	0	2
自動車	0	1	1	0	1
非侵入窃盗	21	11	32	20	12
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	3	2	5	0	5
車上ねらい	5	1	6	3	3
自動販売機ねらい	1	1	2	0	2
その他	12	7	19	17	2
知能犯	1	2	3	6	-3
詐欺	0	2	2	5	-3
その他	1	0	1	1	0
風俗犯	1	1	2	2	0
その他の刑法犯	6	6	12	9	3
占有離脱物横領	0	1	1	2	-1

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和3年2月末現在(暫定値) 5,023件(前年比 -518件、-9.3%)

2 刑法犯検挙状況(2月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	36	9	51.4%
窃盗犯	29	4	56.8%

3 人身交通事故発生状況(2月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	31	-2	15件	12件
死者	0	±0	0	0
負傷者	39	-2	13人	12人

4 特殊詐欺の認知状況

令和3年2月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	129	2億2,379万円
オレオレ詐欺	24	3,765万円
預貯金詐欺	38	2,754万円
架空料金請求詐欺	12	1億0,884万円
融資保証金詐欺	1	50万円
還付金詐欺	34	3,471万円
その他の手口	1	100万円
キャッシュカード詐欺盗	11	763万円

令和3年2月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	2	130万円
オレオレ詐欺	0	
預貯金詐欺	2	130万円
架空料金請求詐欺	0	
融資保証金詐欺	0	
還付金詐欺	0	
その他の手口	0	
キャッシュカード詐欺盗	0	

5 警察からのお知らせ

(1)今年に入っても、高齢者関係事故及び二輪車関係事故が多く発生しています。二輪車の関係する右直事故、高齢者の道路横断中の事故が多く発生しているので注意して下さい。横断歩道は、歩行者が優先です。

運転者も歩行者もお互いにルールを守ることが重要です。

まもなく新入学シーズンです。7歳の子供が交通事故に合う件数が多くなっています。

栄区の皆さんが一丸となって子供を交通事故から守りましょう。

(2)自転車やオートバイには必ずカギを掛けてください。

自宅の敷地内やマンションなどの駐輪場、買い物などでスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ずカギを掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。

特に、ワイヤー錠などを使って「ダブルロック」をすると、さらに効果的です。

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋 1丁目										0
	元大橋 2丁目										0
	中野町									4	4
	若竹町									1	1
	柏陽									2	2
	鍛冶ヶ谷 1丁目									1	1
	鍛冶ヶ谷 2丁目									1	1
鍛冶ヶ谷町										0	
元大橋・庄戸	上郷町									3	3
上郷・庄戸	野七里 1丁目					1					1
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目		1								1
	庄戸 2丁目										0
	庄戸 3丁目		1								1
	庄戸 4丁目								1		1
	庄戸 5丁目										0
	東上郷町										0
	長倉町									1	1
豊田	本郷台 1丁目										0
	本郷台 2丁目									1	1
	本郷台 3丁目									1	1
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目										0
	飯島町									9	9
	長沼町							1		5	6
合計		0	2	0	1	2	3	6	2	54	70

栄区内の火災・救急状況について

区連会3月定例会議資料
令和3年3月22日
栄消防署

令和3年2月28日現在

火災情報

栄 区 内					
火災発生状況					
年 別	令和3年		令和2年	増△減	
	2月	累計			
件 数	3	5	3	2	
火災種別	建 物	3	5	2	3
	林 野	0	0	0	0
	車 両	0	0	0	0
	船 舶	0	0	0	0
	航 空 機	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	1	△ 1
損 害	焼損床面積	211	211	132	79
	死 者	0	0	0	0
	焼死等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	2	3	0	3

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別	令和3年	令和2年	増△減		
件 数	146	139	7		
火災種別	建 物	102	83	19	
	林 野	0	0	0	
	車 両	8	11	△ 3	
	船 舶	1	0	1	
	航 空 機	0	0	0	
	そ の 他	35	45	△ 10	
損 害	焼損床面積	3,735	1,353	2,382	
	死 者	5	6	△ 1	
	焼死等	5	4	1	
	放火自殺	0	2	△ 2	
	負 傷 者	28	21	7	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和3年	令和2年	増△減
1	放火（疑い含む）	2	1	1
2	こんろ	0	1	△ 1
3	不明	0	1	△ 1
4	調査中	3	0	3
5				

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和3年	令和2年	増△減
1	たばこ	26	16	10
2	放火	24	37	△ 13
3	こんろ	14	12	2
4	ストーブ	10	9	1
5	配線	5	4	1

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	2	本郷第三地区	2
笠間地区	0	上郷西地区	1
小菅ヶ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	0	連合未加入	0
合 計			5

【2月中の火災】

- ・18日 建物火災 飯島町 共同住宅、1室28㎡焼損
- ・21日 建物火災 中野町 専用住宅、7棟（全焼・部分焼）計183㎡焼損
- ・23日 建物火災 田谷町 作業所、壁面2㎡焼損

栄区内				
救急状況				
年 別	令和3年		令和2年	増△減
	2月	累計		
件 数	444	1,002	1,083	△ 81
急 病	315	718	820	△ 102
交通事故	22	33	25	8
一般負傷	85	204	185	19
その他	22	47	53	△ 6

横浜市内			
救急状況			
年 別	令和3年	令和2年	増△減
件 数	30,521	35,025	△ 4,504
急 病	20,986	24,138	△ 3,152
交通事故	1,327	1,528	△ 201
一般負傷	5,605	6,441	△ 836
その他	2,603	2,918	△ 315

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォメーション

冬場から残った灯油の適切な扱いについて

だんだんと暖かくなり、暖房器具を片付ける季節となりました。灯油をお使いの方は、その残りを適切に扱う必要があります。

この冬に購入した灯油は、使い切ってしまうことが最善です。

どうしても残ってしまい、処分する場合は、お近くのガソリンスタンド等の専門業者に相談し、適切な処分をお願いします。

やむを得ず保管する場合は、JISマークまたはJBA推奨ラベルのある灯油用の樹脂製保管容器で、直射日光をさけ冷暗所で保管してください。その場合でも、酸素や紫外線、気温や湿度等の影響を受けて灯油が変質する可能性があります。変質した灯油を暖房器具に使用すると、暖房器具の金属部分が錆びたり、点火不良を起こしたり、緊急消火ができなくなる可能性があります。

冬場から残ってしまった灯油は、適切な取り扱いをお願いします。



初期消火器具等設置費用の一部を補助します

消防局では、自治会町内会が初期消火器具等を設置・更新（器具全て）する費用の一部を補助する事業を行っています。

また、令和 3 年度は、初期消火器具等の更新（器具の一部）についても補助を行います。

1 申請要件

下記 3 つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請について

- (1) 受付期間：令和 3 年 4 月 1 日（木）～令和 3 年 9 月 30 日（木）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署にご提出をお願いします。
栄消防署 電話：892-0119 （担当：予防課）

3 補助率について

- (1) 初期消火器具等の 新規設置及び器具全ての更新設置 ※¹の場合
初期消火器具等の整備を要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします。（市内で計 7 基補助の予定です。）
- (2) 初期消火器具等の 一部更新設置 ※²の場合
初期消火器具等の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします。（市内で計 200 基補助の予定です。）
※ 1 更新設置は、自治会町内会が所有している初期消火器具等が経年劣化等で使用が困難になった場合、撤去後に新たな初期消火器具等を設置することをいいます。
※ 2 一部更新設置は、消防用ホース等の更新など器材の一部を更新することをいいます。

- 4 お問合せ先 ※申請要件や書類等のお問合せは、各消防署へご連絡ください。
栄消防署 電話：892-0119 （担当：予防課）

初期消火器具等とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の 2 種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



※令和 3 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

設置協力店舗への初期消火器具の設置について

自治会町内会が所有するスタンドパイプ式初期消火器具を設置協力店舗（下記2参照）に設置することができます。設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能で、新規購入の場合は、表面の補助申請と同時に行うことができます。

1 設置依頼について

- (1) 受付期間：令和3年4月1日（木）～令和3年7月30日（金）
※ 期間が表面の補助金申請期間と異なりますので、ご注意ください。
- (2) 依頼方法：依頼書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署にご提出をお願いします。

2 設置協力店舗（50音順） ※24店舗に設置されています。（令和3年2月28日現在）

コンビニエンスストア	サイゼリヤ	ドラッグストア	トヨタカローラ神奈川
コミュニティ・ストア	ジョリーパスタ	ウェルシア薬局	トヨタカローラ横浜
セブン-イレブン	すき家	薬クリエイト	日産プリンス神奈川
デイリーヤマザキ	瀬戸うどん	薬セイジョー	ネットトヨタ神奈川
ファミリーマート	デニーズ	サンドラッグ	ネットトヨタ横浜
ポプラ	伝丸	ハックドラッグ	ホンダカーズ横浜
ミニストップ	なか卯	フィットケア・デポ	横浜トヨペット
ローソン	華屋与兵衛	自動車販売店	本
ローソン+スリーエフ	はま寿司	神奈川スバル	ブックオフ
外食チェーン	ビッグボーイ	神奈川ダイハツ販売	紳士服
壺鶴堂	マクドナルド	神奈川トヨタ	AOKI
エルトリート	モリバコーヒー	関東マツダ	運輸
牛庵	吉野家	関東三菱自動車販売	ヤマト運輸
ココス		スズキ自販神奈川	

3 ご注意いただきたいこと（設置条件等）

- (1) 依頼書は、受付期間終了後、消防局が一括して店舗の本社に提出しますので、自治会町内会から各店舗に対して、直接の設置依頼やお問合せはご遠慮願います。
- (2) 本社より設置可否の回答があります。場合によっては、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。
- (3) 店舗に設置するには、自治会町内会と企業間で協定を締結する必要があります（事務は消防署で支援いたします。）。
- (4) 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。
- (5) 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

栄消防署 電話：892-0119（担当：予防課）

消防局予防部予防課

電話：045-334-6406／FAX：045-334-6610

新型コロナウイルスワクチンの接種について

4 月以降に予定されている接種開始に向けて、対象者別の接種時期や個別通知、接種手法等について、御案内します。

また、ワクチン接種広報ポスターの掲出について御協力をお願いいたします。

【現時点の状況】

本市では、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、国の示す接種順位等に従って、対象となる方全員がワクチンの接種を受けられるよう準備を進めています。

一方で、国の示すスケジュールが流動的であり、また、当初のワクチン供給量が本市の対象者（65 歳以上の高齢者数：約 93 万人）に比べてごくわずかとなる見込みです。

そのため、本市では、供給されるワクチンを有効的に活用することや円滑な市民接種を進めるため、市民接種の開始時期となる 4 月においては、以下の通り対応します。

	当初の予定	変更内容
接種手法	市内 18 区での集団接種から開始	<u>高齢者施設等での施設接種</u> から開始 ※集団接種・個別接種については、4 月 26 日以降のワクチン供給量が判明するまで実施を見合わせ、今後のスケジュールは追ってお知らせします。
接種券の発送時期	<u>3 月下旬以降</u> 、80 歳以上の方から 3 段階で発送	<u>供給量が判明するまで当面発送を見合わせ</u> ※具体的な発送期日については、今後のワクチン供給状況により決定します。

(2 月 16 日発表) 当初個別通知発送時期	対象者	市内対象者数	個別通知の発送時期 及び接種予定時期
3 月下旬	80 歳以上（高齢者）	約 29 万人	未定
4 月上旬	75 歳以上（高齢者）	約 19 万人	
4 月中旬 ※発送は 2 段階	70 歳以上（高齢者）	約 24 万人	
	65 歳以上（高齢者）	約 20 万人	
以降順次 ※時期未定	基礎疾患保有者	約 24 万人	
	高齢者施設等従事者	約 5.6 万人	
	上記以外の方	約 237 万人	

1 対象となる方及び接種予定時期

国が示す接種順位に従って、次の順に接種していただきます。

(1) 接種対象者

原則として、横浜市内に居住する方

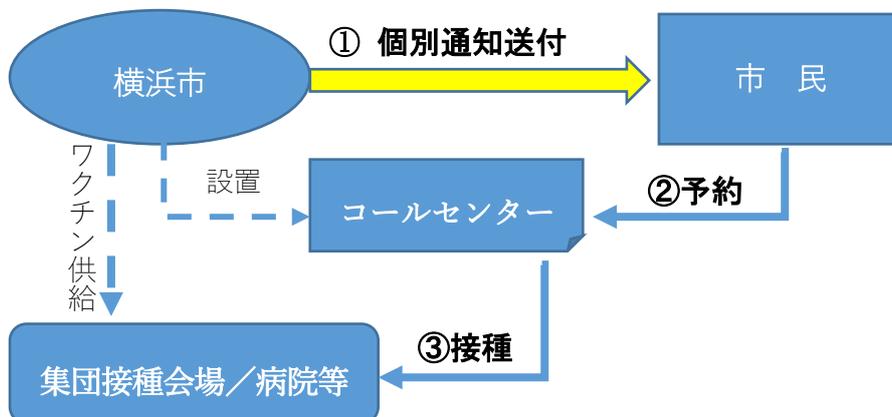
(2) 個別通知

接種にあたり横浜市から市民の皆様へ個別通知を発送します。

個別通知は、発送後のコールセンターへの問い合わせや予約集中を避けるため、対象者ごとに発送時期をずらして通知を送付します。

なお、個別通知には、接種の際に必要な接種券（クーポン券）や、横浜市からの接種のご案内を同封する予定です。

【参考：接種の流れイメージ図】



2 接種手法について

接種方法は、①市が設置する特設会場で行う「**集団接種**」、②身近な病院・診療所等で行う「**個別接種**」、③高齢者施設で行う「**施設接種**」の3つの手法で実施予定です。

集団接種会場については、順次拡充していきます。

	①集団接種	②個別接種	③施設接種
接種場所	ア 18区公会堂・ スポーツセンター等 イ その他会場（調整中）	市内の病院・診療所等 （調整中）	高齢者施設 （施設利用者を対象）

3 予約方法

ワクチン接種のための予約システム（※）を新たに開設します。施設接種の対象者以外の方は、集団接種または個別接種のいずれかにご予約いただき、接種を受けてください。

具体的な予約方法については、今後お知らせします。

※予約システム…スマートフォン・パソコン及び電話により予約できるシステム

4 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

- (1) 設置日 : 令和3年3月1日
- (2) 業務内容 : ワクチン接種に関するお問い合わせ
- (3) 電話番号 : 0120-045-070
- (4) 受付時間 : 9時から19時（土曜日、日曜日、祝・休日も実施）

※日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語
スペイン語

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター Tel 0120-045-070	【本資料、ポスター掲示について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当 Tel 045-671-4841 MAIL kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

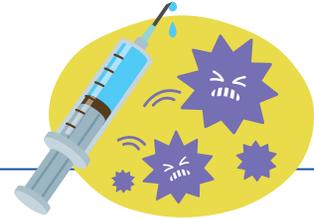
横浜市から新型コロナウイルスの ワクチン接種のご案内

接種は
無料です

高齢者の方から順次、個別通知(接種券)が届きます。

ワクチン接種を受ける際には、事前に接種予約をした上で、**接種券、予診票(事前に記入をお願いします)、本人確認書類**を必ずご持参ください。

※接種券、予診票は個別通知に同封されています。



ワクチン接種に関するお問合せ

The COVID-19 vaccine call center for Yokohama residents is available in 8 languages.

(日本語、English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español)

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種

コールセンター



(フリーダイヤル)

0120-045-070



【受付時間】 9時から19時まで

(土、日、祝日も実施)

FAX 050-3588-7191

耳の不自由な方の問合せ FAX 番号です。



日本語



English

※最新の情報は、市ホームページ、
広報よこはま等でもお知らせします。

横浜市 新型コロナワクチン 検索

【新型コロナウイルスワクチンに便乗した詐欺にご注意ください!】

ワクチン接種は無料です。行政機関や病院などが、ワクチン接種のために金銭を求めることはありません。

■集团接種会場（各区の接種会場）

※2月16日現在 会場は順次拡充していく予定です。

区	会場名	区	会場名
鶴見区	鶴見公会堂	金沢区	金沢地区センター
神奈川区	神奈川公会堂	港北区	港北公会堂
西区	西公会堂・西地区センター	緑区	緑公会堂
中区	技能文化会館	青葉区	青葉公会堂・ 青葉スポーツセンター
	中スポーツセンター	都筑区	都筑公会堂
南区	南公会堂	戸塚区	戸塚スポーツセンター
港南区	港南スポーツセンター	栄区	栄スポーツセンター
保土ヶ谷区	保土ヶ谷スポーツセンター	泉区	泉公会堂
旭区	旭スポーツセンター	瀬谷区	瀬谷スポーツセンター
磯子区	磯子スポーツセンター	合計 18区 19か所	

栄スポーツセンターは、天井改修工事のため令和3年4月から栄公会堂とともに全館休館しますが、工事着工までの間、集团接種会場として使用する予定です。

横浜 I R（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。
今月は、以下の 4 点についてお知らせいたします。

1 I R（統合型リゾート）事業説明会について

I R 事業説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、すべてのサテライト会場開催を見合わせ、オンライン形式のみとしました。

なお、サテライト会場参加予定者については、オンライン参加への変更や DVD の配付等で対応しました。

【説明会開催状況】

	日時		当日参加者	You Tube 視聴者
第 1 回	2 月 6 日（土）	15 時～16 時 30 分	69 人	92 人
第 2 回	2 月 12 日（金）	19 時～20 時 30 分	56 人	81 人
第 3 回	2 月 20 日（土）	15 時～16 時 30 分	49 人	64 人
第 4 回	2 月 26 日（金）	19 時～20 時 30 分	26 人	48 人
第 5 回	3 月 7 日（日）	15 時～16 時 30 分	25 人	54 人
第 6 回	3 月 14 日（日）	15 時～16 時 30 分	—	—
	小 計		225 人	339 人

※ 参加者数、視聴者数は速報値で今後修正される場合があります。

2 横浜イノベーション I R のイメージポスターについて

横浜イノベーション I R の情報を市民の皆様幅広く知っていただくため、さまざまな情報への共通の扉として、イメージポスターを作成し、2 月 26 日に記者発表しました。

3 月は、横浜駅中央西口駅前広場の屋根バナーや鉄道 6 社の駅構内に集中的に掲載しています。さらに、市公式ウェブサイト、今後発行する広報物等にも展開していきます。

詳しくは、添付の記者発表資料をご覧ください。

3 横浜イノベーション I R オンラインシンポジウムの開催について

3月27日(土)13時から「横浜イノベーション I Rで目指すもの」をテーマにして、オンラインシンポジウムを開催します。バラエティ豊富なパネリストから横浜イノベーション I Rについてそれぞれの視点でご意見を伺います。

You Tube サイトでライブ配信しますので、どなたでもご覧いただけます。

詳しくは、添付の記者発表資料をご覧ください。

横浜 I R オンラインシンポジウム



4 広報よこはま特別号の発行について

今回の広報よこはま特別号では、1月21日に公表した I Rの実施方針についてわかりやすくご紹介しています。横浜イノベーション I Rについて、より深くご理解いただける内容になっています。

なお、広報よこはま特別号は、3月14日(日)に新聞折込みを行うとともに、PRボックス等へ配架します。

また、自治会・町内会長の皆様にも、区連会配送ルートを利用しお届けします。

資料

- ・記者発表「横浜イノベーション I Rのイメージポスターを作成しました」
- ・記者発表「横浜イノベーション I R オンラインシンポジウムを開催」
- ・広報よこはま特別号

担当 都市整備局 I R 推進課

TEL 671-4135

FAX 550-3869

横浜イノベーションIRのイメージポスターを作成しました ～3月から横浜駅などに展開していきます！～

横浜イノベーションIRの情報を市民の皆様幅広く知っていただくため、さまざまな情報への共通の扉として、イメージポスターを作成しました。

今後、より多くの市民の皆様が横浜イノベーションIRに関心を持っていただけるよう、様々な媒体に展開していきます。

3月は、横浜駅中央西口駅前広場の屋根バナーや、鉄道6社の駅構内で集中的に掲出します。

さらに、市公式ウェブサイト、Facebook等や、今後発行するIR広報物等にも展開していきます。

1 イメージポスターについて



2020年代後半の実現を目指す横浜イノベーションIRが、現在、「未知なるリゾート」への「入り口」にいることを表現しています。このポスターは、赤色を基本とし、青や緑の3色パターンで展開します。

2 時期、場所等について

(1) 時期

3月1日(月)から順次展開します。

(2) 場所等

横浜駅にて、中央西口駅前広場の屋根バナーや、乗り入れ鉄道6社などで3月末まで掲出します。

また、市公式ウェブサイト、Facebookや、今後発行するIRの広報印刷物等に掲載します。

デジタルサイネージでは、動画を展開します。



イメージ：中央西口駅前広場のバナー

お問合せ先

都市整備局IR推進課担当課長 田川 和弘 Tel 045-671-2669

YOKOHAMA INNOVATION

横浜イノベーションIR

202X
未知なるリゾートへ

横浜イノベーションIRオンラインシンポジウムを開催 ～テーマは「横浜イノベーションIRで目指すもの」～

アフターコロナにおける日本の観光MICEやリゾート、エンターテインメントの在り方を踏まえ、バラエティ豊富なパネリストから「横浜イノベーションIR」についてそれぞれの視点でご意見を伺います。

YouTubeサイトでライブ配信し、どなたでもご覧いただけます。

シンポジウム概要

1 日時

3月27日(土) 13:00～14:30

2 テーマ

「横浜イノベーションIRで目指すもの」

3 プログラム

13:00 開会 平原 敏英 横浜市副市長

13:05～13:25 特別講演

「横浜イノベーションIRのポテンシャル」

岸 博幸さん 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

13:25～14:30 パネルディスカッション

「横浜イノベーションIRに期待すること」

岸 博幸さん 同上

村上 知子さん お笑いタレント、森三中

川添 裕さん 横浜国立大学都市科学部長、大学院都市イノベーション研究院教授

丸田 健太郎さん KPMG 有限責任 あずさ監査法人 公認会計士/パートナー



岸 博幸さん



村上 知子さん

4 公開先等

- ・横浜イノベーション I R オンラインシンポジウムページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/210327sympo.html>
- ・YouTube チャンネル「横浜イノベーション I R オンラインシンポジウム」
https://www.youtube.com/channel/UCorXk1w_TG8WrGyu50DGqjA

5 申込等

YouTube 配信のため、申込・参加費不要

6 取材等

- ・取材を希望される場合は、3月19日（金）17時までに、別紙の取材申込書を FAX にてお送りいただくか、下記お問合せ先までご連絡ください。
- ・取材対応は開会からパネルディスカッションの冒頭までとさせていただきます。
- ・収録後に登壇者への取材時間を設けます。
- ・取材の詳細は追ってお申込みいただいた報道機関にご案内します。
※取材にあたっては腕章の着用をお願いいたします。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、撮影の際は検温・体調確認やマスクの着用等にご協力をお願いいたします。

お問合せ先
都市整備局 I R 推進課担当課長 田川 和弘 Tel 045-671-2669

市連会 3月定例会説明資料
令和3年3月12日
市民局地域活動推進課

「令和3年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和3年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和3年度版のリーフレットを3月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和3年度横浜市市民活動保険補償内容

令和2年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

2 添付資料

リーフレット「令和3年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和3年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 木村・荒木
電話：045-671-3624
メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和3年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和3年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

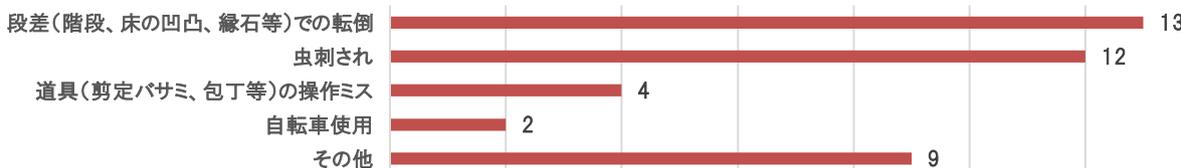
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

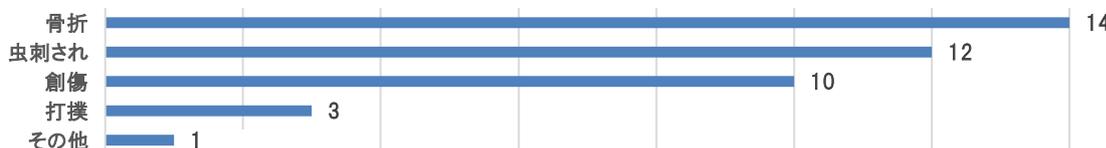
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和2年4月～令和2年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊦ 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊧ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から180日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について 保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)

Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各)区役所総務課 お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8114 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5612 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6203 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

栄区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

送付書類

- (1) 令和3年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和3年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (3) 令和2年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

【連絡事項】

◎従来から区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書*）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類として使用します。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

※事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

※団体の規約・口座振替依頼書は地域振興課宛ご提出されていれば添付する必要はありません。

※本補助金の申請世帯数は、令和3年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数か自治会町内会加入世帯数のどちらか多い数を上限とします。

◎区地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途、予算・決算書類等の提出が必要になります。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

【提出期限】 申請及び報告に係る各書類の提出期限は令和3年8月31日（火）です。

問合せ：栄区総務課防災担当

TEL 045-894-8312 FAX 045-895-2260

（申請先）
栄区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者		TEL	()

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。				
A 申請世帯数		世帯 (4月1日現在)		
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。				
B 申請金額		A × 160円 = 円		
支出内訳【実施計画（ 年4月～ 年3月実施事業）】				
事業項目	活動内容（複数選択可）			支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練			
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量
その他				

支出額合計 円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
受付番号		交付予定金額

（報告先）

栄 区 長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()	
担当者			TEL ()

令和 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

令和 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（令和 年4月～令和 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練		<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会		<input type="checkbox"/> 研修・講習会		
	<input type="checkbox"/> 見学会				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル		<input type="checkbox"/> 防災マップ		
	<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額	円
------------	---

年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

地区連合町内会長の皆様
自治会・町内会長の皆様

敬老の集いにおけるメッセージカードの配付希望及び配付数について（依頼）

栄区では、多年に渡り社会に貢献してこられた高齢者の方々に敬意を表し、その長寿を祝うため、栄区長による施設訪問等の際に、区長からのお祝いメッセージカードをお贈りしています。

また、各地区連合町内会、各自治会・町内会等で主催される敬老の集い等についても、御希望の場合に配付いたします。

つきましては、地区連合町内会、自治会・町内会ごとに、希望の有無、希望される場合の必要枚数を御回答くださいますようお願いいたします。

1 依頼内容

別紙「敬老の集いメッセージカード配付希望について」に、「希望の有無」及び「希望枚数」を御記入の上、別添した返信用封筒にて御返送ください。

なお、希望枚数については、事前に各地区社会福祉協議会等との御調整・御確認等をしていただくとありがたく存じます。

2 回答期日

5月7日（金）

3 今後の流れ

- (1) 当課にて5月中旬に印刷発注し、6月末頃に当課納品予定です。
- (2) 7月20日の区連合町内会定例会において、見本をお示しします。
- (3) 7月の各地区定例会の開催日及び開催場所に配送します。（自治会・町内会ごとに個包装します）
- (4) 各地区連合、自治会・町内会での敬老の集い等にて御配付ください。

栄区 高齢・障害支援課 高齢・障害係
担当：長戸、金井

Tel：045-894-8539 Fax：045-893-3083

e-mail：sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

敬老の集いメッセージカード配付希望について

FAX 893-3083 栄区高齢・障害支援課

自治会・町内会名：_____

御記入者様の氏名：_____

御記入者様の連絡先：TEL _____

配付希望の有無： 有 ・ 無 _____

希望される場合、

必要枚数： _____ 枚

※お渡しは、7月の各地区定例会の予定です。

<提出先>

栄区 高齢・障害支援課 高齢・障害係

担当：長戸・金井

〒247-0005 栄区桂町303-19

Tel：045-894-8539 Fax：045-893-3083

e-mail：sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

令和2年度自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査結果（速報）について

自治会町内会・地区連合町内会アンケートへの回答にご協力いただきありがとうございました。単純集計の結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

調査の概要	
調査期間	令和2年9月～10月
調査対象	横浜市内の自治会町内会 2,853 団体、地区連合町内会 253 団体
回答数（率）	単位自治会町内会 2,583 団体（90.5%） 地区連合町内会 243 団体（96.0%）

1 主な調査結果

(1) 自治会町内会長について

- ・年齢・・・70歳代が47.5%（1,228人）、60歳代が22.3%（575人）
50歳代以下は18.2%（469人）
- ・性別・・・男性が85.8%（2,216人）、女性が13.8%（356人）
- ・在職年数・・・5年以下が65.8%（1,699人）、11年以上は15.5%（400人）

(2) 自治会町内会館について

- ・会館がある自治会町内会が59.3%（1,533団体）
- ・会館がある自治会町内会のうち、築40年以上の会館（※）を所有する自治会町内会が26.4%（404団体）
（※築年数からみて旧耐震基準である建物と思われるもの）

(3) 加入に向けての取り組み

- ・積極的、どちらかというとも積極的に加入を呼びかけていた自治会町内会が67.1%（1,733団体）

(4) コロナ禍における自治会町内会活動について

- ・通常、多くの自治会町内会が実施している「お祭り・イベントの開催」については、約8割の自治会町内会が「今年度は実施できていない」と回答しました。一方、「防火・防災活動」や「福祉事業」については、約3割の自治会町内会がコロナ禍においても工夫して実施されていました。

2 今後の対応

調査結果報告書については、3月下旬に記者発表し、横浜市ホームページに報告書を掲載予定です。4月区連会后に、各自治会町内会長に配付いたします。

また、調査結果は関係区局で共有し、引き続き自治会町内会への支援を行っていきます。

申請書等への押印・署名の見直しについて

本市にご提出いただく申請書等について、押印・署名の見直しを行い、準備が整ったものから3月1日以降順次、押印・署名を廃止しています。

そのうち、自治会町内会に関係する主な手続きの取扱いをまとめましたのでお知らせいたします。

1 各制度の見直し状況について

原則、申請書等への押印・署名は廃止となりますが、補助金の請求書や承諾・委任など、以下の様式においては引き続き押印・署名が必要となります。

制度・手続きの名称	押印・署名が <u>必要な様式</u>
① 地域活動推進費補助金	請求書、口座振替依頼書
② 地域防犯灯維持管理費補助金	
③ 町の防災組織活動費補助金	
④ 自治会町内会館整備費補助・ 公園集会所整備費補助	補助申請書（補助申請にあたっての確認事項欄）、 請求書、貸与承認申請書（貸与契約欄）
⑤ LED防犯灯新設（電柱、鋼管 ポール）、寄付の協議	防犯灯設置承諾書
⑥ 地域防犯カメラ設置補助金	土地等使用承諾書、請求書
⑦ 地縁団体認可 （自治会町内会の法人化）	代表者承諾書、印鑑登録申請書*、印鑑登録廃止申請書*、 印鑑亡失届出書*、代理人による印鑑登録・廃止・亡失・ 証明書交付手続きに係る委任の旨を証する書類* *…代表者個人が登録している登録印の押印が必要

2 注意事項

- お手持ちの申請書等の様式に「印」の記載がある場合でも、既に押印や署名が廃止されている手続きについては、申請書をそのままご利用いただけます。
- 各制度の申請におけるご相談につきましては、窓口である各区役所の所管課へご連絡をお願いいたします。

押印・署名についての 問い合わせ先	①④⑦について… 市民局 地域活動推進課 045-671-2317 ②⑤⑥について… 市民局 地域防犯支援課 045-671-3705 ③について… 総務局 地域防災課 045-671-3456
----------------------	---

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

令和3年度「自治会・町内会現況届」のご提出について（依頼）

春暖の候 皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
皆様方には、日頃から区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会・町内会と区役所との業務連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和3年度「自治会・町内会現況届」

区役所等からの連絡のために使用します。

ご記載いただいた個人情報、適正に管理し、目的以外の利用はいたしません。

※お届けいただいた 自治会・町内会長の個人情報 については、次のとおり取り扱いません。

- ◎ 氏名については、自治会・町内会名とともに公表しています。
(地縁による認可を受けている自治会・町内会については、会長の住所も公表となります。)
- ◎ 連絡先(住所・電話番号・FAX番号等)について
市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会・町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。
 - 区役所及び横浜市
区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
 - 入会希望者(不動産仲介事業者を含む)からの問い合わせ
 - 各機関及び国・県の行政機関からの問い合わせ
栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など
 - 市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
 - 工事等の事前説明
東京電力、東京ガス、NTTなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合
 - 開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
 - 国・県・市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

改選により会長が替わられる場合は、上記の取り扱いをお知らせするため、この依頼文を次期会長あてお渡しくださいますようお願いいたします。

2 提出期限 令和3年4月9日(金)

※ 同封の返信用封筒にてご送付ください。

※ 9日までに総会が終了しない場合は、総会終了次第、速やかにご提出ください。
なお、その場合でも、9日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・
掲示物等は新送付先に配送いたします。

(広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください。)

3 その他

(1) 様式のデータは、栄区ホームページもしくは栄区連合町内会ホームページにてダウンロードしていただけます。

【栄区ホームページ】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/guide/kusei/chonaikaishien.html>

【栄区連合町内会ホームページ】

<http://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>

(2) ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

担当：栄区地域振興課地域活動係

石塚・武内

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

令和3年度 自治会・町内会現況届

令和3年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり、令和3年 月 日現在の自治会・町内会の現況を届けます。
 (役員任期：令和3年 月 日 ~ 年 月 日)

① 自治会町内会名			
② 会長	(ふりがな)		
	氏名		
	住所 〒 -	TEL:	
		FAX:	
	Eメール:		
③ 回覧物・掲示物等 届け先 ※4月からの 送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無	→有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:	
	〒 -		
④ 班数 (回覧用チラシ等必要数)	枚	⑤ 掲示板数 (掲示用ポスター等必要数)	枚
⑥ 自治会・町内会館 または 集会所等	名 称		
	所 在 地	TEL:	
	担 当 者 氏 名	TEL:	
⑦ 自治会・町内会 加入世帯数	世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。)		
	☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります(町の防災組織活動費補助金の算出基礎数値とは異なりますので、ご注意ください)。		
	☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。		
⑧ 自治会・町内会費	※新規加入に際しお問合せがあった場合に、情報提供させていただきます。		

【自治会・町内会役員名簿】

役職 (副会長・会計等)	(ふりがな) 氏 名	住 所	電 話 番 号

※自治会・町内会長の個人情報、必要と認められる場合は入会希望者等(不動産仲介事業者を含む)へ提供いたします。

裏面もご記入ください。

【広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより】

「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の、**3年5月号からの配布部数・届け先**についてご記入ください。**4月9日**までに区役所に到着した分は5月号から、それ以降の到着分は6月号以降に変更いたします。

担当：区政推進課広報相談係（TEL 045-894-8339）

※変更のある項目のみご回答ください。

I 配布部数	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。
II 広報紙 届け先	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 担当名(ふりがな)または施設(自治会館等)名 住所 〒 — TEL: FAX:
III 配布 担当者 (IIと異なる 場合のみ 記入)	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 氏名(ふりがな) 住所 〒 — TEL: FAX:

【留意事項】

- (1) 自治会・町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和3年度「自治会・町内会現況届」のご提出について(依頼)」をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 「広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより」の届け先及び配布担当者の連絡先につきましては、広報等を配布する以外の目的には使用いたしません。

※4月9日(金)までに、返信用封筒で栄区地域振興課までご送付ください。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。
TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099 Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類のご提出について

春暖の候 皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 2 年度に交付いたしました「地域活動推進費補助金」の実績報告書と、令和 3 年度内に交付いたします「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」の申請書等について、次のとおりご提出をお願いいたします。

1 提出書類

(1) 令和 2 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書 (第 6 号様式)	
(添付書類) 事業実績報告書、② 収支決算書 (いずれも総会資料の写しで代用可)	
(2) 令和 3 年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書 (第 1 号様式)	
(添付書類) 地域活動推進費関係 ① 事業計画書、② 収支予算書(※) (いずれも総会資料の写しで代用可) (※) 令和 3 年 4 月 1 日現在の加入世帯数が記載されているものをご用意ください。 ③ 団体規約	(添付書類) 地域防犯灯維持管理費関係 ④ 電気料金等領収書 (4 月分) の写し ⑤ 電気料金集約分内訳表 (4 月分) の合計数の記載がある【最終頁】の写し (集合住宅については、別途「防犯灯位置図」や「覚書」等をご提出いただく場合があります。)
(3) 口座振替依頼書	
(4) 総会資料 (議事録含む)	

2 提出期限 令和 3 年 6 月 4 日 (金)

※ 定期総会延期等の事情により、間に合わない場合は、8 月 31 日 (火) まで受け付けます。

3 提出先 栄区地域振興課地域活動係 (本館 4 階 46 番窓口)

受付時間：平日 8 時 45 分～17 時

※ 書類確認の際に修正をお願いすることがございますので、会長印 (認印) をご持参くださいますようお願いいたします。(ご提出は、会計担当など会長以外の方でも結構です。)

4 同封書類

- (1) 令和 3 年度地域活動推進費事務の手引
- (2) 令和 3 年度地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引

5 その他

様式のデータは、栄区ホームページもしくは栄区連合町内会ホームページにてダウンロードしていただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/guide/kusei/chonaikaishien.html>

<http://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>

栄区 地域活動推進費

検索 

担当：栄区地域振興課地域活動係

電話：894-8391 FAX：894-3099

メール：sa-chishin@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

市連会 3月定例会説明資料
令和3年3月12日
市民局地域支援部地域防犯支援課

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和3年度も神奈川県と連携して実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和3年6月30日（水）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（可否判定結果が分かるもの、NTT柱の場合は協議書）

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28年度から2年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、3年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和3年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等で防犯カメラの設置について合意を得る 設置場所の近隣住民にも同意を得る ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所 等)
6月30日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和4年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシー保護の観点からお勧めいたしません。

防犯カメラの設置については、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

令和3年度は神奈川県補助上限額が7万円減額されたことにより、昨年度の27万円から20万円に変更となります。

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

上限額 200,000円（神奈川県上限額：8万 横浜市上限額：12万）

※神奈川県補助上限額：15万→8万に減額 横浜市補助上限額：変更なし

⑤ 補助金交付決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞過去の補助実績

	申請		補助金交付	
	団体数	台数	団体数	台数
28年度	101	284	60	60
29年度	67	120	67	85
30年度	88	155	82	82
元年度	88	137	86	94
2年度	88	151	87	95

防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。

※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

※この事業は、令和3年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734

令和 3 年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市の LED 防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申しあげます。

令和 3 年度も引き続き、電柱及び鋼管ポールへの LED 防犯灯の整備を行ってまいりますので御協力をお願いします。

1 令和 3 年度の LED 防犯灯の整備予定数について

- (1) 電柱への LED 防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・・・（約 300 灯）
- (2) 鋼管ポール LED 防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・・・（約 36 灯）

2 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和3年5月31日(月)までに**
各区役所地域振興課に御提出ください。

3 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 鋼管ポール LED 防犯灯の申請は、設置できる電柱がない等の理由により、やむを得ない場合となります。
※ 申請場所は「横浜市防犯灯設置基準」に基づいて選定します。裏面の「横浜市防犯灯設置基準」（抜粋）を参考としてください。

4 その他の注意点について

- (1) 申請場所が「横浜市防犯灯設置基準」を満たしていても、次の場合は、設置することができません。
 - ・ 鋼管ポール LED 防犯灯については、設置する場所の地下に下水管や水道管、ガス管などの地下埋設物や擁壁の基礎などがある場合
 - ・ 防犯灯に電気を供給できる電源が遠い場合 など
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。特に、鋼管ポール LED 防犯灯は、基礎工事等が必要で場所の変更が容易にできませんので、御理解ください。

<横浜市防犯灯設置基準> (抜粋)

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

皆様からの全ての要望にお応えすることができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願いいたします。

この事業は、令和 3 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

5 LED防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、自治会町内会の皆様に行っていただきます。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記の連絡先までご連絡ください。**

栄区地域振興課 電話045-894-8391

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。

※下記の図参照）

②電柱番号（電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください）

③住所及び目標物

④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）

⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。</p> 
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p>磯子区 09 452</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p>Y 瀬谷区 T 555</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p>プレートタイプ Y 鶴見区 AP 1234</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: silver;"> <p>シールタイプ 旭 区 H 10 9008</p> </div> </div>

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターに御連絡ください。

東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

LED防犯灯の寄附制度について

～自治会町内会でLED防犯灯を独自に電柱へ設置する際に御検討ください～

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続を行った防犯灯は、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

市民局地域防犯支援課

来課される際は必ず事前に御連絡をお願いします。

電話：045-671-3709



担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

FAX：664-0734

自治会町内会長 各位

地域の防犯パトロールマニュアル動画の配信・DVD 貸出について

日頃から市政・区政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

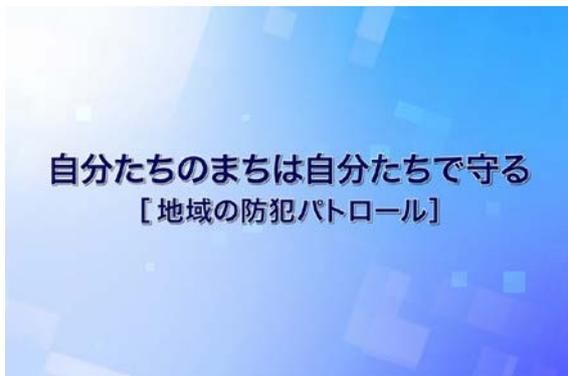
この度、自治会町内会等の防犯担当者様向けに、地域の防犯パトロールを効果的に行うためのポイントをまとめたマニュアル動画を制作しました。

防犯パトロールを行う際のチェックポイントや、不審者を発見した際の対処方法等をまとめていますので、地域の防犯活動の参考としてご活用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 タイトル

「自分たちのまちは自分たちで守る [地域の防犯パトロール]」

視聴時間：5分51秒



2 視聴方法

- ・本市市民局地域防犯支援課ホームページ
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/chikibohan/douga.html>)
- ・本市公式 YouTube チャンネル
(<https://www.youtube.com/user/CityOfYokohama>)
- ・DVD の貸出し（各区地域振興課で貸し出しも行います）

すべての視聴方法で、3月12日より視聴可能です。

担当 横浜市市民局地域防犯支援課

電話：671-3705 FAX：664-0734

Eメール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

令和3年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和2年中の横浜市内における人身交通事故は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響等もあり、前年に比べ発生件数7,398件(前年比-1,000件)、負傷者数8,468人(前年比-1,231人)と発生件数、負傷者数はともに減少しました。

死者数につきましては、前年を下回ることができましたが、48人(前年比-2人)という多くの尊い命が失われました。

このうち、事故の状態別では二輪車乗車中が18人(37.5%)、年齢別では65歳以上の高齢者が関連するものが19人(39.6%)と高い割合を占めています。

令和3年度は、「第11次横浜市交通安全計画」の初年度であり、交通事故をさらに減少させていくために、各関係機関・団体の皆様と連携して、「市民の交通安全意識の高揚」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指してまいります。

なお、各季運動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先に考慮して、創意工夫を凝らした運動の展開と効果的な推進に努めます。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点

- (1) 自転車・二輪車の交通事故防止
- (2) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 放置自転車・バイクの追放
- (6) 暴走族の追放
- (7) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (8) 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- (9) 踏切の交通事故防止



4 年間運動

- (1) 各季の運動 (※上記重点を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名称	実施期間	目的(詳細は実施要綱にて定めます。)
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	4月6日(火) ～15日(木) 4月10日(土)	すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通事故について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。
夏の交通事故防止運動	7月11日(日) ～20日(火)	夏のレジャーなどに起因する過労運転や夏特有の解放感による二輪車を含む無謀運転などによる交通事故の防止を図ります。
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日(火) ～30日(木) 9月30日(木)	日の出時刻が徐々に遅くなり、また日没時刻が徐々に早くなることから、早朝、夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策を中心とした交通事故防止の徹底を図ります。
年末の交通事故防止運動	12月11日(土) ～20日(月)	年末に向けて飲酒の機会や交通量が増加する傾向にあることから、飲酒運転根絶を中心とした交通事故防止を図ります。

(2) 強化月間 （※重点のうち、期間中特に強化して行う運動です。）

名称（スローガン）	実施期間	目的（詳細は実施要綱にて定めます。）
九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 （自転車も のれば車の なかまいり）	5月1日（土） ～31日（月）	自転車の通行ルールや正しい乗り方についての理解を市民に深めてもらい、自転車の関係する交通事故の減少を図ります。また、自転車の損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。
二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 （運転に ゆとり やさしさ 思いやり） （暴走は しない させない ゆるさない）	6月1日（火） ～30日（水）	二輪車の安全運転を啓発し、特に若年層の交通安全意識の向上を図るとともに、暴走族追放の気運の高揚を図ります。
※放置自転車・バイククリーン キャンペーン （放置ゼロ キレイな街で おもてなし）	10月1日（金） ～31日（日）	安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車・バイククリーンキャンペーンを展開し「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく放置自転車等の防止を啓発します。
飲酒運転根絶強化月間 （乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者）	12月1日（水） ～31日（金）	飲酒運転の危険性・悪質性を訴え、飲酒運転を許さない社会づくりに努めます。

※ 期間中に神奈川県が実施する「放置自転車クリーンキャンペーン」に併せて横浜市独自の実施要綱を作成し、啓発キャンペーンを展開します。

(3) 年間を通じて実施する取組 （各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組）

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、本市では、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、自転車と合わせて二輪車（バイク）の交通事故防止に取り組めます。

① 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園、保育園を対象に訪問指導職員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

② 自転車・二輪車（バイク）の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように、呼びかけをする運動の推進
- 体験型の交通安全教室として、スケアードストレイトの開催
- 自転車点検整備と損害賠償責任保険等加入の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会や実技指導の開催

③ その他

- 視聴覚教材・交通安全パネルの貸し出し
- HP を活用した広報・啓発
- Twitter を活用した啓発活動
- YouTube で交通安全動画を公開及びDVD（幼児向け交通安全動画）希望配付

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット（ルールちゃん、まもるくん）と指導員による交通安全教室

令和3年度
市内幼稚園・保育園訪問
280回（予定）



まもる ルール
横浜市交通安全キャラクターです。

(4) 特別対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した地域（自転車交通事故多発地域、高齢者交通事故多発地域）において、地域の実情に応じた交通事故防止対策を推進します。

〔 令和2年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、金沢区、戸塚区、瀬谷区
 高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区 〕

5 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名称	開催時期等	協議内容等
交通安全功労者表彰式	10月下旬（予定）	・令和3年度横浜市交通安全功労者表彰式 ・講演
総会	令和4年 3月下旬（予定）	横浜市交通安全対策協議会総会 ・令和3年度交通安全対策の実施報告について ・令和4年度交通安全対策の実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい道路交通法上のルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

リーフレットや啓発チラシは、HP（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますのでご覧ください。

（リーフレット）

（啓発チラシ 例）

（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材・交通安全パネルの貸し出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及び交通安全パネル、着ぐるみの貸し出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。目録等の詳細は、HP(交通安全 横浜市で検索)を参照下さい。

受付方法 電話受付 ☎ (671) 2323

対象 横浜市内の団体（保育園、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】 視聴覚教材 (DVD)



着ぐるみ (ケンちゃん)



パペット

(ルール)

(まもる)



自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各地区連合町内会

交通安全協会、団体等

- 横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会
- 神奈川県二輪車普及安全協会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市婦人団体連合会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県指定自動車教習所協会
- 神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- 神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- 横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道株式会社
- 東京急行電鉄株式会社
- 京浜急行電鉄株式会社
- 相模鉄道株式会社
- 横浜高速鉄道株式会社

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞横浜支局
- 読売新聞横浜支局
- 朝日新聞横浜総局
- 産業経済新聞横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞横浜支局
- 共同通信横浜支局
- 時事通信横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路株式会社東京支社
- 東日本高速道路株式会社関東支社
- 首都高速道路株式会社神奈川局

その他関係団体

- 横浜市老人クラブ連合会
- 横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課 電話(671)2323
HP(随時更新しています) [交通安全 横浜市](#) [検索](#)

令和3年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

1. 令和3年4月6日（火）～4月15日（木）の10日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（土）



スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
新入学児童・園児を交通事故から守ろう



重 点

1. 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
2. 高齢運転者等の安全運転の励行
3. 自転車の安全利用の推進
4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
5. 二輪車の交通事故防止

各種事故発生状況（令和2年中）

	全事故件数		死者数		子供関連		高齢者関連		自転車関連		二輪車関連		酒気帯び	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	544	-61	4	-1	40	16	152	-51	158	-15	167	-22	7	3
神奈川区	398	-77	5	0	28	-6	138	-19	71	-10	126	-33	3	-2
西区	224	-73	1	0	8	0	65	-41	31	-7	63	-12	0	-1
中区	412	-93	2	-1	23	-6	162	-12	90	2	121	-25	1	0
南区	378	-79	2	-2	24	-11	133	-41	82	-28	139	-15	0	-3
港南区	433	-50	2	1	30	4	169	-6	73	-8	124	-30	0	0
保土ヶ谷区	408	-69	5	4	30	10	113	-45	57	13	175	-2	1	-1
旭区	556	-67	3	2	43	-11	187	3	105	11	202	-50	3	2
磯子区	342	8	3	-1	21	2	101	-14	65	4	127	19	0	0
金沢区	524	-22	3	3	39	0	196	-3	139	-12	156	-28	2	0
港北区	526	-67	5	2	28	-24	148	-52	150	-1	163	-9	3	0
緑区	323	-36	4	0	22	-15	99	-14	60	-8	92	-13	0	-2
青葉区	507	-91	3	0	46	-17	156	-42	116	-10	126	-32	4	-1
都筑区	430	-53	2	-1	41	-9	124	-16	99	-8	104	-22	0	-1
戸塚区	542	-74	1	-5	30	-2	155	-55	92	7	200	-31	1	0
栄区	207	-21	0	-2	9	-6	86	0	42	1	67	-2	0	0
泉区	280	-27	0	-3	17	-1	120	6	67	14	103	-8	0	0
瀬谷区	364	-48	3	2	27	-15	114	-12	96	-17	104	-14	1	-1
横浜市内	7,398	-1,000	48	-2	506	-91	2,418	-414	1,593	-72	2,359	-329	26	-7



各機関・団体の主な取り組み



共通事項

1. 「重点」に基づき、各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、イベント・キャンペーンを開催し、市民等に対して周知徹底を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、4月10日と9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされました。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通安全に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

1. 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、その地域の交通事故実態に即した交通安全運動を関係機関・団体と連携を図りながら推進します。
2. 交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 追突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発等を図ります。

警察

1. 交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
3. 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取り組みを推進します。

地域・家庭

1. 関係機関・団体と連携を密にして、家庭や地域ぐるみで自転車マナーアップを図る運動を推進しましょう。
2. 自動車で出かける人に、シートベルトやチャイルドシートの着用と安全運転の「ひとこえ」をかけあいましょう。
3. 飲酒運転の追放を呼びかけるなど飲酒運転根絶の環境づくりに努め、「飲酒運転は絶対にしない、させない」を徹底しましょう。
4. 二輪車を利用する人に、ヘルメットの正しい着用、プロテクターやパット付スーツの着用など、交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。

教育関係

1. スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための交通安全総点検を推進します。
2. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実させます。
3. 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323